

第109期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2019年6月21日（金曜日）
午前10時

場所

広島県府中市元町77番地の1
当社本店事務所4階ホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

議決権行使期限

2019年6月20日（木曜日）
午後4時50分まで

株式会社 北川鉄工所

証券コード：6317

目次

1 第109期 定時株主総会招集ご通知

添付書類

2 事業報告

20 連結計算書類

23 計算書類

27 監査報告書

31 株主総会参考書類

次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

したがって、本招集ご通知の連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

証券コード 6317
2019年6月4日

株 主 各 位

広島県府中市元町77番地の1
株式会社 北川鉄工所
代表取締役会長兼社長 北川祐治

第109期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第109期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2019年6月20日（木曜日）午後4時50分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 広島県府中市元町77番地の1
当社本店事務所4階ホール

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第109期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第109期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」をご持参いただき、会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎ 後記の事業報告、連結計算書類及び計算書類ならびに株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、当社ホームページ（<https://www.kiw.co.jp/>）にて修正後の内容をご案内いたします。

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益が堅調に推移したことを背景に設備投資の増加や雇用環境の改善が行われ、緩やかな回復基調で推移しました。一方、海外においても、米中間の貿易摩擦や英国のEU離脱問題、中国経済の景気減速等の影響により依然として先行きは不透明感が感じられるものの、世界経済全体としては概ね堅調に推移しました。

このような状況のもと、当社グループでは、昨年4月より社内カンパニー制による事業運営を開始しました。各カンパニーへ権限を委譲して、経営人材の育成や商品開発、生産性の改善等を積極的に行い、各事業の更なる成長を促進することによって、収益の確保に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高はグループ全体で、60,339百万円（前期比 7.7%増）、営業利益は 5,463百万円（前期比 21.8%増）となりました。また、経常利益は、5,932百万円（前期比 15.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、3,854百万円（前期比 10.4%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

[キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニー (金属素形材事業)]

自動車関連業界におきましては、2018年の世界新車販売台数は、前年比 0.5%減の9,479万台となり、2009年以降で初めて通年販売台数が前年割れとなりましたが、高水準で推移しました。また、建設・農機関連業界につきましては、欧米では堅調な需要を背景にして、建設機械・トラクタ・エンジン部品の生産は揃って増加しましたが、アジアではタイの農業機械やインドのトラクタの需要が増加したものの、中国における農業機械の需要が大幅に減退したため、アジア地域では前年を下回りました。

このような状況のもと、当事業におきましては、既存顧客の海外展開への対応を含めた顧客の部品需要に対する当社シェアの拡大と当社の強みである素材と加工の一貫生産を活かした高付加価値製品の新規受注活動に注力してまいりました。また、収益性を改善させるために、原材料価格上昇分の販売価格への転嫁、不良の低減・歩留り改善等による生産効率の改善、調達コストの削減等を継続してまいりました。生産体制につきましては、国

内では昨年8月より福山工場へ新設した加工棟を本格的に稼働させ、新規受注したトランスミッション部品の量産を開始し、同年12月より更なる増産要請に対応するために2次加工ラインを立ち上げました。海外ではメキシコ子会社において铸造2次ラインの量産を開始しました。これによって、日本・タイ・メキシコのグローバル拠点間の生産負荷調整と設備の有効活用が可能となり、拠点間の相互補完供給体制を確立することができました。これらの取り組みによって、自動車トランスミッション部品を中心とした自動車関連事業及び建設・農機関連事業ともに年間を通して概ね好調を維持しました。

その結果、当事業の売上高は 29,202百万円（前期比 9.4%増）、セグメント利益（営業利益）は 1,590百万円（前期比 62.4%増）となりました。

〔キタガワ サン テック カンパニー（産業機械事業）〕

国内の建設業界におきましては、国土交通省の統計調査によると、2018年度は前年度と同水準で推移しているなかで、鉄筋工(土木)をはじめ多くの職種で建設技術者が不足しており、労務費の高騰や工期遅れが続きました。

このような状況のもと、当事業におきましては、業務効率や生産効率の改善施策やカンパニー制に移行したことによる事業運営が効果的に機能したことにより、収益の改善に取り組むことができました。コンクリートプラント及び関連設備事業では、前年度の受注残物件の減少により工事件数が前年比で減少しましたが、改造工事やメンテナンスサービスが堅調に推移しました。荷役機械関連設備事業では、都市部の再開発向け大型クレーンと集合住宅向け小型クレーンが年間を通して堅調に推移しました。環境関連機器事業では、廃棄物の分野を中心に堅調に推移しました。自走式立体駐車場事業は、商業施設や遊興施設等の大型物件の納入が集中したことによって、前年度の売上を大幅に上回りました。

その結果、当事業の売上高は 18,308百万円（前期比 8.3%増）、セグメント利益（営業利益）は 2,165百万円（前期比 10.1%増）となりました。

〔キタガワ グローバル ハンド カンパニー（工作機器事業）〕

工作機械業界におきましては、一般社団法人日本工作機械工業会の統計では、2018年度の工作機械受注総額は 1兆6,891億円（前期比 5.1%減）となりました。内需は補助金等の政策効果の影響もあり 7,033億円（前期比 2.2%増）、外需は自動車産業向けは堅調に推移したものの中国市場のEMS(電子機器製造受託サービス)の終息による影響によって 9,857億円（前期比9.8%減）となりました。

このような状況のもと、当事業におきましては、受注増加や納期短縮に対応するために生産人員の確保や主要部品の調達の増強に努めてまいりました。また、昨年11月に開催されたJIMTOF2018や本年1月に開催された第3回ロボデックスロボット開発・活用展へ次世代標準チャックBRシリーズや二ツ爪の薄型グリッパ(ロボットハンド)等多くの新商品を出展し、新商品開発へ積極的に取り組んでまいりました。これらの取り組みによって、国

内の業績につきましては、工作機械メーカー向け、一般ユーザー向けとも堅調に推移しました。海外の業績につきましては、中国市場は軟調に推移したものの欧米市場の落ち込みがなかったため、概ね堅調に推移しました。

その結果、当事業の売上高は 12,812百万円（前期比 2.9%増）、セグメント利益（営業利益）は 2,627百万円（前期比 6.4%増）となりました。

2 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、主として、キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニーの新規受注の対応に伴い、福山工場の銑鉄鋳物加工設備を新設しております。当連結会計年度の設備投資総額は、4,164百万円であります。

3 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特別な資金調達はありません。

4 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

8 対処すべき課題

今後の経済情勢としましては、国内の経済状況は、依然として企業の設備投資に対する意欲は高く、とりわけ労働力不足を背景にした省力化や合理化を実現するための投資を中心に底堅く推移するため、設備投資の大幅な落ち込みはないものと考えております。しかしながら、海外では、米中間の貿易摩擦や米国の政策動向、英国のEU離脱問題等の地政学的リスクが継続し、依然として先行きの不透明な状況が続くと思われまます。

このような状況のもと、昨年4月より導入した社内カンパニー制による経営を強化し、更なる各カンパニーの成長、経営人材の育成、商品開発等顧客価値創造力の向上を目指します。また、各生産拠点の生産性の向上や品質改善に取り組み、計画利益の確保に努めてまいります。

次期の事業セグメントごとの主な戦略は次のとおりであります。

〔キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニー（金属素形材事業）〕

2019年の世界新車販売台数は、中国が前年の落ち込みから回復する前提で前年並みの水準を維持するものと予測されます。更に、建設機械、農業機械は増加が見込まれ、特にエンジンと小型建機関連が増産となる見通しとなっております。

このような状況のもと、当事業におきましては、国内外の生産拠点の生産能力相互補完や品質の向上を図り、コア領域である自動車トランスミッション部品を中心とした、高付加価値製品の受注に努め、競争力を強化するとともに、収益力も強化してまいります。また、海外拠点であるメキシコ子会社の受注品目拡大やタイ子会社の収益確保の体制作りにも努めてまいります。

〔キタガワ サン テック カンパニー（産業機械事業）〕

2019年度の国内の建設業界は、公共工事は、インフラ改修工事については一定の発注が維持される見通しであり、民間工事は、好調な企業業績を背景にした設備投資や都心再開発物件等により需要が見込まれるため、全体としては高水準で推移するものと見込まれています。

このような状況のもと、当事業におきましては、コンクリートプラント及び関連設備事業では、生産者の投資意欲が高いため、既存設備の改造工事やメンテナンスサービスに加え、建替え工事の販売強化に努めてまいります。荷役機械関連設備事業では、主力のクレーン事業に加え、トラベラークレーンや吊荷旋回装置の販売強化及びクレーン技術を用いた新分野への挑戦と海外展開を模索してまいります。環境関連機器事業では、装置の機能向上とバイオマス関連商品の強化に努めてまいります。自走式立体駐車場事業では、消費税増税の駆け込み需要による反動が懸念されますが、前年度に受注した物件の工事が集中するため、工事の進捗管理を徹底して収益の確保に努めてまいります。

[キタガワ グローバル ハンド カンパニー (工作機器事業)]

2019年の工作機器業界は、米国と中国の貿易摩擦、中国経済の減速による緊縮策等の外部的要因に加え、工作機械受注の減少が見込まれていることによって、軟調に推移していくものと予測しております。特に外需においては、EMS(電子機器受託生産サービス)向けの受注が終息したため、受注が減少するものと予測しております。なお内需においては自動車関連の需要が当面の間は安定的に推移するものと予測しております。

このような状況のもと、当事業におきましては、市場の要求に的確な対応ができるように、生産体制の再構築を行い、顧客満足度の向上を目指してまいります。またシェア拡大に向け、次世代標準チャックBRシリーズを本格的に市場投入いたします。更にロボット周辺機器市場へ参入し商品開発を加速させ、新たに主力となる新商品の開発に傾注してまいります。

9 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第106期 (2016年3月期)	第107期 (2017年3月期)	第108期 (2018年3月期)	第109期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
売 上 高 (百万円)	52,732	55,421	56,051	60,339
営 業 利 益 (百万円)	4,899	4,255	4,484	5,463
経 常 利 益 (百万円)	3,948	4,312	5,152	5,932
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,633	2,041	3,492	3,854
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	27.52	213.85	372.08	411.54
総 資 産 (百万円)	65,494	68,098	71,633	73,453
純 資 産 (百万円)	30,476	32,913	36,173	37,629

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
 2. 2016年10月1日を効力発生日として10株を1株とする株式併合を実施したため、第107期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
 3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、第108期に係る数値等については、当該会計基準を遡って適用した後の数値等となっております。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第106期 (2016年3月期)	第107期 (2017年3月期)	第108期 (2018年3月期)	第109期 (当期) (2019年3月期)
売 上 高 (百万円)	46,159	49,803	48,892	52,283
営 業 利 益 (百万円)	3,912	3,640	3,701	4,382
経 常 利 益 (百万円)	3,660	4,079	4,720	5,551
当 期 純 利 益 (百万円)	2,254	1,632	2,988	3,713
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	23.56	170.95	318.39	396.54
総 資 産 (百万円)	61,866	63,520	65,869	68,547
純 資 産 (百万円)	28,900	30,113	32,475	34,743

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
 2. 2016年10月1日を効力発生日として10株を1株とする株式併合を実施したため、第107期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
 3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、第108期に係る数値等については、当該会計基準を遡って適用した後の数値等となっております。

10 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
北川冷機株式会社	70百万円	100.00%	鑄鉄製品等の加工
株式会社北川製作所	40百万円	77.50%	工作機器等の加工
株式会社吉舎鉄工所	30百万円	50.00%	鑄鉄製品の製造
株式会社 AileLinX	90百万円	90.00%	無人航空機の製造及び販売
KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.	2,560百万バツ	100.00%	鑄鉄製品の製造加工及び販売
KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.	1,296百万ペソ	75.00%	鑄鉄製品の製造加工及び販売
北川（瀋陽）工業機械製造有限公司	5,500千米ドル	100.00%	工作機器の製造及び販売
上海北川鉄社貿易有限公司	20百万円	100.00%	工作機器の販売

- (注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
 2. 株式会社AileLinXは、2018年6月11日に設立しております。

11 主要な事業セグメント（2019年3月31日現在）

次に掲げた商品の製造販売を主な事業といたしております。

事業部門	主要製品
キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニー (金属素形材事業)	生型機械鑄造、ロストワックス精密鑄造、消失模型鑄造及び金属粉末射出成型焼結の製法により製造する自動車部品、各種機械部品
キタガワ サン テック カンパニー (産業機械事業)	コンクリートプラント、コンクリートミキサ、建築用ジブクレーン、環境関連設備、リサイクルプラント、自走式立体駐車場
キタガワ グローバル ハンド カンパニー (工作機器事業)	旋盤用チャック、油圧回転シリンダ、NC円テーブル、パワーバイス、グリッパ、ウォーターカッター、ライトマシニング

12 主要拠点等 (2019年3月31日現在)

当社本社	広島県府中市元町77番地の1
国内生産拠点	当社工場 (広島県、埼玉県、和歌山県)、北川冷機(株) (広島県)、(株)北川製作所 (広島県)、(株)吉舎鉄工所 (広島県)
国内販売拠点	当社支店 (広島県、宮城県、東京都、埼玉県、愛知県、大阪府、福岡県)
海外生産拠点	KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD. (タイ) KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V. (メキシコ) 北川 (瀋陽) 工業機械製造有限公司 (中国)
海外販売拠点	KITAGAWA EUROPE LTD. (英国) KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD. (タイ) KITAGAWA-NORTHTECH INC. (米国) 上海北川鉄社貿易有限公司 (中国)

13 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

(1) 企業集団の状況

使用人の数	前連結会計年度末比増減
2,754 名	21 名増

(2) 当社の状況

使用人の数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,364 名	41 名増	42.1 歳	16.3 年

14 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社広島銀行	7,172 百万円
株式会社みずほ銀行	2,557
株式会社三菱UFJ銀行	710
みずほ信託銀行株式会社	576

II 会社の株式に関する事項

- 1 発行可能株式総数 普通株式 30,800,000株
- 2 発行済株式の総数 普通株式 9,650,803株 (自己株式 286,360株を含む)
- 3 株 主 数 9,638名 (前期比 26名増)
- 4 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	543 千株	5.80 %
北 川 鉄 工 所 み の り 会	530	5.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	475	5.08
株 式 会 社 広 島 銀 行	446	4.76
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	230	2.46
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	214	2.29
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	198	2.12
北 川 鉄 工 所 自 社 株 投 資 会	180	1.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	179	1.92
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	171	1.83

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式を 286,360株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 上記株主の英文名は、株式会社証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

5 その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

III 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の状況（2019年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
北川 祐治	代表取締役会長兼社長	北川冷機株式会社代表取締役社長 株式会社北川製作所代表取締役社長 株式会社吉舎鉄工所代表取締役社長 株式会社ケーブル・ジョイ代表取締役会長 御調観光開発株式会社代表取締役副社長 府中商工会議所会頭
北川 宏	代表取締役副会長 兼キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニ ー社長	KITAGAWA(THAILAND)CO.,LTD.代表取締役会長
北川 日出夫	取締役 常務執行役員	KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD. 代表取締役社長
佐藤 靖	取締役 執行役員 東京支店長	
畑島 敏勝	取締役 執行役員 開発本部長	
宇田 育造	取締役 執行役員 経営管理本部長	
栗本 和昌	取締役 執行役員 キタガワ サン テック カンパニー社長	
沼田 治	取締役	
藤井 一裕	取締役	広島トヨタ自動車株式会社代表取締役社長 トヨタL & F 広島株式会社代表取締役会長
河村 光二	常勤監査役	
内田 雅敏	監査役	北川精機株式会社代表取締役社長
貝原 潤司	監査役	カイハラ株式会社代表取締役副会長 公益社団法人府中法人会会長

- (注) 1. 取締役沼田治氏、藤井一裕氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役全員は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役河村光二氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、沼田治氏、藤井一裕氏、河村光二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 監査役武田康裕氏は、2018年6月22日開催の第108期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

6. 2019年4月1日より取締役の地位及び担当、重要な兼職の状況が、次のとおり変更となりました。

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
畑 島 敏 勝	取締役 常務執行役員 開発本部長兼新事業推進本部長	該当事項はありません
栗 本 和 昌	取締役 常務執行役員 キタガワ サン テック カンパ ニー社長	該当事項はありません

2 責任限定契約の内容の概要

当社は、2015年6月26日開催の第105期定時株主総会で定款を変更し、非業務執行取締役及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当定款に基づき社外取締役及び監査役全員と、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度とする契約を締結しております。

3 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等

区分	人数	報酬等の額
取締役	9名	194百万円
(うち社外取締役)	(2名)	(9百万円)
監査役	4名	28百万円
(うち社外監査役)	(4名)	(28百万円)
合計	13名	222百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第96期定時株主総会において年額 500百万円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と決議をいただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第96期定時株主総会において年額 50百万円以内と決議をいただいております。
4. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額66百万円(取締役7名に対して 59百万円、監査役3名に対して 6百万円)が含まれております。

4 社外役員に関する事項

(1) 取締役

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役藤井一裕氏は、広島トヨタ自動車株式会社の代表取締役社長及びトヨタL&F広島株式会社代表取締役会長であります。当社は広島トヨタ自動車株式会社及びトヨタL&F広島株式会社との間に製品等の購買取引があります。なお、両社に対する取引金額は当期連結売上高の0.1%未満であり、僅少であります。

② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役沼田治氏は、当期開催した取締役会14回のうち14回に出席しております。

社外取締役藤井一裕氏は、当期開催した取締役会14回のうち10回に出席しております。

各社外取締役は、グローバルな事業経営及び管理・運營業務など豊富な業務経験と知見を有しており、取締役会等において、客観的・専門的な視点から経営全般にわたり議案の審議に必要な意見を述べる等種々発言を行っております。

③ 当社の子会社から当該事業年度の役員として受けた報酬等の額 該当事項はありません。

(2) 監査役

① 重要な兼職先と当社との関係

内田雅敏氏は社外監査役であり、北川精機株式会社代表取締役社長であります。当社は北川精機株式会社との間に製品等の購買取引があります。なお、同社に対する取引金額は当期連結売上高の0.1%未満であり、僅少であります。

貝原潤司氏は社外監査役であり、カイハラ株式会社代表取締役副会長及び公益社団法人府中法人会会長であります。カイハラ株式会社及び公益社団法人府中法人会と当社との間に特別の取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

監査役河村光二氏は、当期開催した取締役会14回全てに出席し、また、当期開催した監査役会14回の全てに出席しました。

監査役内田雅敏氏は、当期開催した取締役会14回全てに出席し、また、当期開催した監査役会14回の全てに出席しました。

監査役貝原潤司氏は、当期就任後に開催した取締役会10回全てに出席し、また、当期就任後に開催した監査役会10回の全てに出席しました。

各監査役は、取締役会において、取締役の意思決定の適法性、妥当性を確保するための発言を適宜行っております。

また監査役会において豊富な経験と高い識見に基づいて、適宜必要な発言を行っております。

③ 当社の子会社から当該事業年度の役員として受けた報酬等の額 該当事項はありません。

V 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 48百万円

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 48百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、取締役及び経理部ならびに会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取等を通じて、会計監査人の職務の執行状況、監査計画の内容、報酬の見積根拠等を検討し、総合的に勘案した結果、会計監査人の報酬等は相当であると判断し、同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な在外子会社であるKITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.、KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.、北川(瀋陽)工業機械製造有限公司、上海北川鉄社貿易有限公司については、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

3 非監査業務の内容

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく賦課金に係る特例の認定の申請をするために業務契約を締結しております。

4 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号いずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

上記の場合のほか、当社監査役会は、会計監査人の独立性や信頼性その他の職務の実施に関する状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

VI 業務の適正を確保する体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める、「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

1 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役及び従業員の行動規範としてキタガワ企業行動憲章及びキタガワ自主行動基準を定め、これを遵守する。
- (2) 取締役会の運営については取締役会規程に定められており、月1回の定例取締役会の開催と、必要に応じた臨時取締役会の開催によって、相互の意思疎通を図るとともに、相互の業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を起用して法令定款違反行為を未然に防止する。また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、監査役の監査対象になっている。
- (3) 取締役会は、内部統制システムの基本事項及び重要事項を決定し、その構築、維持、向上を推進するとともに、その下部組織としてコンプライアンス委員会を設置して、コンプライアンスに関する個別の課題について協議、決定を行うとともにコンプライアンスプログラムの策定及び進捗状況の管理を行う。
- (4) 取締役は当社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会にて報告するものとする。なお業務の適正を確保するための組織規程及び事務関係手続規程の各種制度は取締役の行為にも向けられており、その整備、確立も取締役の法令違反行為の抑制、防止に寄与するものである。
- (5) 当社は相談通報体制を設け、取締役、従業員が社内外においてコンプライアンス違反行為が行われたり、行われようとしていることを知ったときには、総務部長、常勤監査役又は顧問弁護士に通報しなければならないこととする。会社は通報者に対して不利益な扱いを行わない。
- (6) 監査役は当社の法令遵守体制及び相談通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行にかかる情報については、法令及び社内規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に保存を行う。また情報の管理については内部情報管理規程を定めて対応し、個人情報については個人情報保護規程に基づき厳格に管理を行う。

3 損失の危険に関する規定その他の体制

当社を取り巻くリスクとして、経営環境動向、法律対応、製品品質、販売及び調達価格、海外取引、天災事変等、さまざまな事業上のリスクが想定される。

全取締役及び全執行役員を委員とするリスク管理委員会を組織し、全社のリスク管理にあたり、業務執行に係るリスクを認識するために、部門ごとにリスク管理委員会を設ける。総合的な経営リスクについては、各部門会議、取締役会、経営会議にて分析対応を検討し管理する。不測の事態が発生したときは社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含んだアドバイザーチームを組織して迅速に対応し、損害の発生防止及びその極小化に万全を図る。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令、定款、取締役会規程に定める取締役会付議事項の審議を行う。取締役の経営意思決定機能と業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入し、執行役員は、取締役会において業務の執行状況を報告、確認し、取締役会の決定事項を効率的かつ効果的に執行する。

5 当社及び当社子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社企業グループは、キタガワ企業ビジョンを共有し、全ての企業グループに適用するキタガワ企業行動憲章及びキタガワ自主行動基準をもとに各社で諸規程を定めて業務の運営を行う。

年度毎に当社経営基本方針を周知し、当社意向の徹底と問題の共有を行い、毎月の当社取締役会においても当社企業グループの状況把握と対策を協議する。当社子会社は定期的に各々の取締役会を開催し、重要案件の審議を行い、結果を当社に報告する。当社子会社は社長もしくは工場長等をコンプライアンス担当責任者として、コンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスに関する取り組みを行う。当社コンプライアンス委員会は当社子会社のコンプライアンス担当責任者に指導、指示を行う。また当社グループは相談通報体制を設けており、当社子会社の取締役、従業員にコンプライアンス違反があったとき、行われようとしていることを知ったときには、当社グループの相談通報窓口に通報しなければならないこととする。併せて、グループ各社は社長もしくは工場長等をリスク管理担当責任者として、リスク管理体制を構築し、リスク管理に関する取り組みを行う。本社リスク管理委員会は、各社のリスク管理担当者に指導、指示を行う。

6 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

当社には、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、監査役から要請があった場合は、直ちに監査役の業務補助のために監査役補助者を任命することとする。監査役補助者は監査役の指揮、命令の下で職務を遂行し、その人事については監査役会との協議により行う。

7 当社監査役への報告体制を確保する体制

当社及び当社子会社の取締役及び従業員（これらの者から報告を受けた者を含む。）は、各社の業務又は業績に重要な影響を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、直ちに当社監査役に報告する。当社企業グループは、通報者に対して不利益な扱いを行わない。また、当社監査役はいつでも必要に応じて当社企業グループの取締役、従業員に対して報告を求めることができる。

8 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

監査役は、取締役会はもとより経営会議をはじめ全ての重要会議に自由に出席して、意思決定の過程及び業務の進捗状況を把握するとともに、状況の説明を求めることができる。監査役が職務執行に対し、費用、債務の請求を行った場合、監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、当該費用、債務の支払いを行う。

9 反社会的勢力排除に向けた基本方針

反社会的勢力が当社企業グループの活動に関与し、影響を与えることへの防止を図るための反社会的勢力排除に向けた基本方針を次のとおり定め取り組む。

- (1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶する。
- (2) 反社会的な活動や勢力の威嚇には警察・弁護士等と連携して立ち向かう。
- (3) 自治体（都道府県）が制定する暴力団排除条例の遵守に努め、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し、又は暴力団等反社会的勢力の運営に資することとなる利益の供与は行わない。

10 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

①職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組みの状況

取締役会は、取締役9名(うち社外取締役2名)、社外監査役3名で構成し、経営会議は取締役会出席者のほか、執行役員9名を含んで構成しております。取締役会14回、定款の規定に基づく書面決議3回、経営会議2回を開催し、当社及び子会社の各議案について審議、業務遂行状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされ、意思決定及び監督の実効性の確保を行っております。

②損失の危険等に関する管理、取り組み状況

主要な損失の危機について、当社では法令違反・不正行為等の早期発見及びこれらを未然に防止することを目的として、社長を委員長とし全取締役、全執行役員を委員とする「キタガワコンプライアンス委員会」を設置しており、委員会を3回開催しております。委員会ではコンプライアンスに関する課題の把握と、その対応策の立案等、協議しております。また、コンプライアンス推進体制を構築し、各部門にコンプライアンス推進担当者の選任を行い、コンプライアンス推進会議を3回開催し、コンプライアンス推進に関する活動及び問題の把握並びに改善等を行っております。コンプライアンス事務局は、当社及び国内子会社の全社員を対象とした研修、当社階層別の研修、主要海外子会社における現地社員を含めた研修を実施するとともにコンプライアンス便りの毎月配信等を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行ってまいりました。

また、事業を取り巻くさまざまなリスクに対して的確な管理・実践が可能となるようにすることを目的として、全取締役及び全執行役員を委員とするリスク管理委員会を7回開催しております。

③当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正の確保に対する取り組み状況

子会社につきましては、当社の企業理念、基本方針を共有し、各社で諸規程を定めて業務の運営を行っております。当社取締役会は、子会社の業務執行状況の報告と対策を協議し、子会社の取締役会に出席するなど、業務執行の監督を行っております。重要な執行案件は、当社の取締役会又は、会長の承認を得る手続きを定め運用しております。また、内部統制システム全般の整備、運用状況を当社の内部監査部門がモニタリングし改善を進めております。監査役は、一部の子会社の取締役会への出席、子会社への往査等を通じて監査を行っております。

④監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組みの状況

監査役会は、14回開催し、監査に関する重要な事項の報告を受け、協議・決議を行っております。

監査役は取締役会、経営会議等への出席、取締役からの説明の聴取等を通じて、意思決定の過程、業務の進捗状況、当社の内部統制の構築及び運用の状況について確認を行うとともに、必要に応じて意見を表明しております。また、会計監査人、内部監査部門と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を高めております。

⑤反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

反社会的勢力に対する基本方針をキタガワ自主行動基準に明記するとともに、コンプライアンス研修等を通じて、反社会的勢力との一切の関係遮断について周知を図っております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	37,962	流動負債	24,984
現金及び預金	7,721	支払手形及び買掛金	5,956
受取手形及び売掛金	12,399	電子記録債権	5,599
商品及び製品	7,245	短期借入金	3,317
仕掛品	3,704	1年内返済予定の長期借入金	3,338
原材料及び貯蔵品	4,451	リース債務	119
その他	2,189	未払法人税等	1,125
貸倒引当金	270	賞与引当金	656
固定資産	35,490	役員賞与引当金	66
有形固定資産	28,633	その他の負債	4,803
建物及び構築物	6,709	固定負債	10,839
機械装置及び運搬具	15,559	長期借入金	4,960
土地	3,737	リース債務	216
リース資産	317	繰延税金負債	0
建設仮勘定	1,750	環境対策引当金	219
その他	559	退職給付に係る負債	5,310
無形固定資産	503	その他の負債	132
投資その他の資産	6,354	負債合計	35,823
投資有価証券	3,441	(純資産の部)	
繰延税金資産	687	株主資本	35,003
退職給付に係る資産	1,880	資本金	8,640
その他	395	資本剰余金	5,113
貸倒引当金	△51	利益剰余金	21,861
		自己株式	△611
		その他の包括利益累計額	1,270
		その他有価証券評価差額金	1,433
		繰延ヘッジ損益	0
		為替換算調整勘定	1,206
		退職給付に係る調整累計額	△1,369
		非支配株主持分	1,355
		純資産合計	37,629
資産合計	73,453	負債及び純資産合計	73,453

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	60,339
売上原価	48,602
売上総利益	11,737
販売費及び一般管理費	6,274
営業利益	5,463
営業外収入	34
受取配当金	92
不動産賃貸料	52
為替差益	24
スラップ売却益	227
その他	203
営業外費用	95
支払利息	12
持分法による投資損失	35
売却の引当金	21
その他	165
経常利益	5,932
特別損失	59
固定資産除却損	59
税金等調整前当期純利益	5,873
法人税、住民税及び事業税	1,941
法人税等調整額	37
当期純利益	3,894
非支配株主に帰属する当期純利益	40
親会社株主に帰属する当期純利益	3,854

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本 合計
当 期 首 残 高	8,640	5,113	19,150	△607	32,296
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,142		△1,142
親会社株主に帰属する当期純利益			3,854		3,854
自 己 株 式 の 取 得				△4	△4
自 己 株 式 の 処 分					—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	2,711	△4	2,707
当 期 末 残 高	8,640	5,113	21,861	△611	35,003

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株 主 持 分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,732	△0	1,603	△797	2,538	1,339	36,173
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△1,142
親会社株主に帰属する当期純利益							3,854
自 己 株 式 の 取 得							△4
自 己 株 式 の 処 分							—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△298	0	△397	△572	△1,267	16	△1,251
当 期 変 動 額 合 計	△298	0	△397	△572	△1,267	16	1,455
当 期 末 残 高	1,433	0	1,206	△1,369	1,270	1,355	37,629

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	52,283
売上原価	42,389
売上総利益	9,893
販売費及び一般管理費	5,511
営業利益	4,382
営業外収入	116
受取利息	116
受取配当金	779
不動産賃貸料	113
為替差益	59
スクラップ売却益	116
その他	188
営業外費用	1,374
支払利息	98
売上割引	35
貸倒引当金繰入	56
その他	13
経常利益	204
特別損失	5,551
固定資産除却損	55
関係会社株式評価損	97
税引前当期純利益	152
法人税、住民税及び事業税	1,568
法人税等調整額	117
当期純利益	1,685
	3,713

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	8,640	5,080	28	5,109
当 期 変 動 額				
圧縮記帳積立金の取崩				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	8,640	5,080	28	5,109

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利益準備金	利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
		そ の 他 利 益 剰 余 金			
		圧 縮 記 帳 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	997	501	3,700	12,402	17,601
当 期 変 動 額					
圧縮記帳積立金の取崩		△11		11	—
剰余金の配当				△1,142	△1,142
当期純利益				3,713	3,713
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△11	—	2,582	2,571
当 期 末 残 高	997	489	3,700	14,985	20,172

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△607	30,743	1,732	△0	1,731	32,475
当 期 変 動 額						
圧縮記帳積立金の取崩		—				—
剰余金の配当		△1,142				△1,142
当 期 純 利 益		3,713				3,713
自 己 株 式 の 取 得	△4	△4				△4
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)			△298	0	△298	△298
当 期 変 動 額 合 計	△4	2,566	△298	0	△298	2,268
当 期 末 残 高	△611	33,309	1,433	0	1,433	34,743

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社 北川 鉄 工 所
取 締 役 会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小松原浩平[Ⓔ]
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 福田真也[Ⓔ]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社北川鉄工所の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北川鉄工所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社 北川 鉄 工 所
取 締 役 会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小松原浩平[Ⓔ]
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 福田真也[Ⓔ]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北川鉄工所の2018年4月1日から2019年3月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月15日

株式会社北川鉄工所 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 河 村 光 二 ㊟

監査役（社外監査役） 内 田 雅 敏 ㊟

監査役（社外監査役） 貝 原 潤 司 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つと考えており、将来の事業展開及び経営体質の強化のため内部留保の充実を図りつつ、連結配当性向30%を目標として安定した配当を継続することを利益配分の基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、当期の業績及び今後の経営環境等を総合的に勘案し、1株につき45円とさせていただきますと存じます。

これにより、当期の年間配当額は、先に実施しました中間配当金45円を含め、1株につき90円となります。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金45円 総額421,399,935円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2019年6月24日

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

取締役会長の機能と責任を明確化するため、株主総会と取締役会の招集権者及び議長を取締役社長から取締役会長に改め、現行定款第15条（招集権者及び議長）及び第24条（取締役会の招集権者及び議長）を変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示す)

現行定款	変更案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役会長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に欠員、または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役会長</u>に欠員、または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>きたがわ ゆうじ 北川 祐治 (1957年4月1日生)</p> <p>再任</p>	<p>1983年9月 当社入社 1991年6月 当社取締役 1995年4月 当社常務取締役 1997年4月 当社専務取締役 1999年4月 当社代表取締役専務 2001年4月 当社代表取締役社長 2016年4月 当社代表取締役社長兼工機事業部長 2018年4月 当社代表取締役会長兼社長、現在に至る (重要な兼職の状況) 北川冷機株式会社代表取締役社長 株式会社北川製作所代表取締役会長 株式会社吉舎鉄工所代表取締役社長 株式会社ケーブル・ジョイ代表取締役会長 御調観光開発株式会社代表取締役副社長 株式会社恋しき代表取締役 府中商工会議所会頭</p>	131,003株
<p>【取締役候補者とした理由】 1983年の入社以来、北川鉄工所の要職を歴任し2001年から代表取締役社長、2018年から代表取締役会長兼社長（現職）を務めるなど、北川鉄工所における豊富な業務経験と、製造業の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者としてしました。</p>			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	きたがわ ひろし 北川 宏 (1958年12月12日生) 再任	1981年4月 当社入社 1993年6月 当社取締役 1997年4月 当社常務取締役 2001年4月 当社代表取締役専務 2009年4月 当社代表取締役副社長執行役員東京営業本部長 2010年4月 当社代表取締役副社長 2012年6月 当社代表取締役副社長 出向 KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.代表取締 役社長 2015年4月 当社代表取締役副社長素形材事業本部長 兼 出 向 KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.代表取締役社長 2017年4月 当社代表取締役副社長素形材事業本部長 兼KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.代表取締 役会長 2018年4月 当社代表取締役副会長兼キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニー社長 兼KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.代表 取締役会長 兼KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.取締 役会長、現在に至る (重要な兼職の状況) KITAGAWA(THAILAND)CO.,LTD.代表取締役会長	13,577株
【取締役候補者とした理由】 1981年の入社以来、北川鉄工所の要職を歴任し2009年から代表取締役副社長、2018年から代表取締役副会長兼キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニー社長（現職）を務め、現在はタイ子会社の代表取締役会長やメキシコ子会社の取締役会長を兼任するなど、北川鉄工所における豊富な業務経験と、製造業の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	北川日出夫 (1963年3月3日生) 再任	1985年4月 当社入社 2001年4月 当社住環境事業部長 2004年10月 当社工機事業部長 2005年6月 当社取締役工機事業部長 2009年4月 当社取締役執行役員営業本部営業推進部長兼海外営業部長 2010年4月 当社取締役執行役員中国事業準備室長 2011年4月 当社取締役執行役員工機事業部長 2014年4月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長 2015年4月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長兼KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.担当 2016年4月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長兼KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.代表取締役会長 2016年9月 当社取締役常務執行役員 出向KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.代表取締役会長 2017年4月 当社取締役常務執行役員 出向KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.代表取締役会長兼社長 2018年4月 当社取締役常務執行役員 出向KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.代表取締役社長、現在に至る (重要な兼職の状況) KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.代表取締役社長	5,555株
【取締役候補者とした理由】 1985年の入社以来、工機事業部長、海外営業部長、中国事業準備室長を歴任し、2014年から取締役常務執行役員（現職）を務め、現在はタイ子会社の代表取締役社長を兼任するなど、北川鉄工所における豊富な業務経験と、製造業の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	はたしま としかつ 畑島 敏勝 (1954年9月25日生) 再任	1979年4月 当社入社 2006年4月 当社産業機械事業部開発部長 2006年10月 当社開発部長 2008年4月 当社工機事業部技術部長 2009年4月 当社執行役員開発本部長 2010年4月 当社執行役員工機事業部長兼開発本部長 2011年4月 当社執行役員開発本部長 2015年6月 当社取締役執行役員開発本部長 2016年4月 当社取締役執行役員開発本部長兼工機事業部副事業部長 2018年4月 当社取締役執行役員開発本部長 2019年4月 当社取締役常務執行役員開発本部長兼新事業推進本部長、現在に至る	1,543株
【取締役候補者とした理由】 1979年の入社以来、技術部長、開発本部長、工機事業部長を歴任し、現在は取締役常務執行役員開発本部長兼新事業推進本部長（現職）を務めるなど、北川鉄工所における豊富な業務経験と、製造業の経営全般、事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。			
5	くりもと かずまさ 栗本 和昌 (1958年9月21日生) 再任	1981年4月 当社入社 2009年4月 当社営業本部環境営業部長 2010年4月 当社執行役員立体駐車場事業部長 2011年4月 当社執行役員立体駐車場事業部長兼営業部長 2012年4月 当社執行役員経営管理本部経営企画室長 2013年4月 当社執行役員開発本部副本部長 2014年4月 当社執行役員東京支店副支店長 2015年4月 当社執行役員東京支店長 2016年6月 当社取締役執行役員東京支店長 2018年4月 当社取締役執行役員キタガワ サン テック カンパニー社長 2019年4月 当社取締役常務執行役員キタガワ サン テック カンパニー社長、現在に至る	3,063株
【取締役候補者とした理由】 1981年の入社以来、立体駐車場事業部長、経営企画室長、開発本部副本部長、東京支店長を歴任し、現在は取締役執行役員キタガワ サン テック カンパニー社長（現職）を務めるなど、北川鉄工所における豊富な業務経験と、製造業の経営全般、事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	きとう やすし 佐藤 靖 (1956年4月17日生) 再任	1980年4月 当社入社 2003年10月 当社総務部長 2004年10月 当社住環境事業部長 2005年6月 当社取締役住環境事業部長 2009年1月 当社取締役立体駐車場事業部長 2009年4月 当社取締役執行役員立体駐車場事業部長 2010年4月 当社取締役執行役員素形材事業部長 2011年10月 当社取締役執行役員 出向 KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.代表取締役社長 2015年4月 当社取締役執行役員東日本統括兼素形材事業本部 素形材事業部東京工場長 2016年9月 当社取締役執行役員経営管理本部長 2018年4月 当社取締役執行役員東京支店長、現在に至る	4,213株
【取締役候補者とした理由】 1980年の入社以来、立体駐車場事業部長、素形材事業部長、タイ子会社社長、経営管理本部長を歴任し、現在は取締役執行役員東京支店長（現職）を務めるなど、北川鉄工所における豊富な業務経験と、製造業の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。			
7	うだ いくぞう 宇田 育造 (1953年2月14日生) 再任	2005年4月 株式会社広島銀行福山南支店長 2007年4月 当社入社、経理部長 2007年10月 当社経営管理副担当兼経理部長 2009年4月 当社経営管理本部長兼経理部長 2012年4月 当社執行役員経営管理本部長兼調達本部長 2012年6月 当社取締役執行役員経営管理本部長兼調達本部長 2014年4月 当社取締役執行役員品質保証本部長兼調達本部長 2015年4月 当社執行役員品質保証本部長兼調達本部長 2016年6月 当社取締役執行役員品質保証本部長兼調達本部長 2018年4月 当社取締役執行役員経営管理本部長、現在に至る	3,528株
【取締役候補者とした理由】 金融機関で培われた豊富な経験及び幅広い知見を活かし、当社入社後は経理部長、調達本部長、品質保証本部長を歴任し、現在は取締役執行役員経営管理本部長（現職）を務めるなど、北川鉄工所における豊富な業務経験と知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	沼田 治 (1947年7月13日生) 再任／社外／独立	1972年4月 伊藤萬株式会社入社 2002年6月 住金物産株式会社執行役員 2004年4月 同社常務執行役員 2006年6月 同社取締役常務執行役員 2007年4月 同社取締役専務執行役員 2011年6月 同社代表取締役副社長 2013年6月 同社特別顧問 2014年6月 日鉄住金物産株式会社顧問 2015年6月 当社取締役、現在に至る	187株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>総合商社において要職を歴任し、特にグローバルな事業経営及び管理・運営業務など豊富な業務経験と知見を有しており、客観的・専門的な視点から、経営への助言を行っており、引き続き社外取締役候補者としました。</p>			
9	内田 雅敏 (1963年10月27日生) 新任／社外／独立	1989年4月 マツダ株式会社入社 1997年4月 北川精機株式会社入社 1999年7月 同社代表取締役専務 2007年9月 当社仮監査役 2008年6月 当社監査役、現在に至る 2016年7月 北川精機株式会社代表取締役社長、現在に至る (重要な兼職の状況) 北川精機株式会社代表取締役社長	798株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>企業経営で培われた豊富な業務経験と知見を有しており、客観的・専門的な視点から、経営への助言を行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者としました。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 沼田治氏は社外取締役候補者であります。沼田治氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。
当社は沼田治氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 内田雅敏氏は新任社外取締役候補者であります。同氏は現在当社の社外監査役であります。本定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任いたします。同氏の監査役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって11年10ヶ月であります。
当社は内田雅敏氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、2015年6月26日開催の第105期定時株主総会で定款を変更し、非業務執行取締役の責任限定契約に関する規定を設けております。当定款に基づき社外取締役全員と、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度とする契約を締結しております。本議案どおり沼田治、内田雅敏の両氏が取締役に選任された場合、沼田治氏とは当該責任限定契約を継続し、内田雅敏氏とは、現在、社外監査役として責任限定契約を締結しておりますが、改めて当該責任限定契約を締結する予定であります。

5. 取締役候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会を通じての保有分（1株未満切捨て）を含めた、2019年3月31日現在の状況を記載しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

社外監査役内田雅敏氏は、本定時株主総会の終結の時をもって辞任されます。つきましては、同社外監査役の補欠として社外監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案において選任されます監査役の任期は、当社の定款の定めにより、辞任される同監査役の任期が満了する第110期定時株主総会の終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
平 浩介 <small>ないら こうすけ</small> (1954年6月6日生) 新任／社外／独立	1985年3月 財団法人松下政経塾卒塾 1986年4月 広島県議会議員 1987年1月 クロダルマ株式会社取締役、現在に至る 1997年7月 広島県監査委員 2008年3月 財団法人広島県学校給食会会長兼理事長 2013年4月 公益財団法人広島県学校給食会理事長（名称変更）、 現在に至る （重要な兼職の状況） 公益財団法人広島県学校給食会理事長	0株
【社外監査役候補者とした理由】 企業経営や各種団体の要職で培われた豊富な業務経験と知見を有しており、当社経営の適切な監査を行っていただけるものと判断し、社外監査役候補者となりました。		

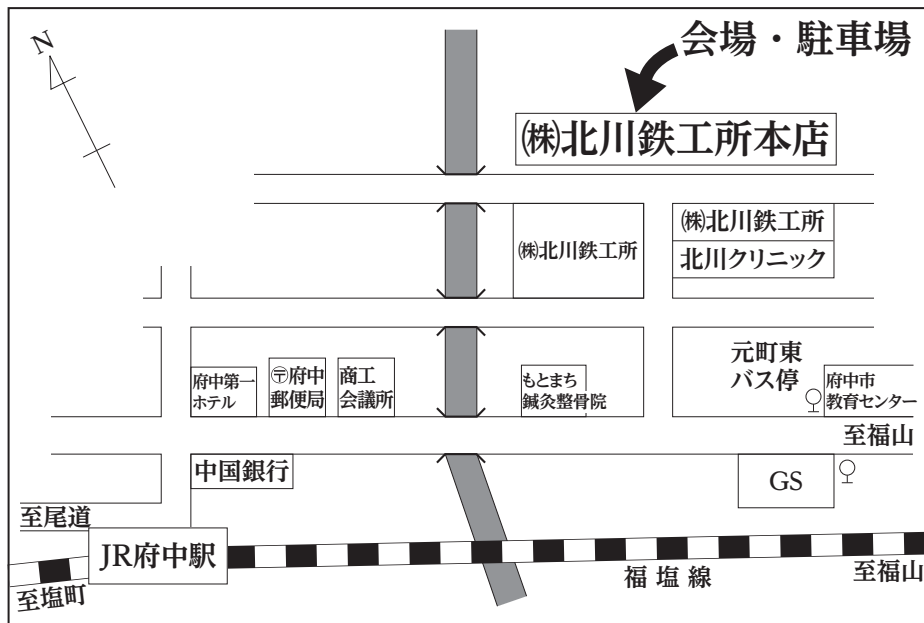
- (注) 1. 平浩介氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 平浩介氏は新任の社外監査役候補者であります。
 なお、当社は平浩介氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 3. 当社は、2015年6月26日開催の第105期定時株主総会で定款を変更し、監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。本議案どおり平浩介氏が監査役に就任された場合、当定款に基づき平浩介氏と、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度とする、当該責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

第109期定時株主総会会場ご案内図

会 場 広島県府中市元町77番地の1
株式会社北川鉄工所本店事務所 4階ホール
電話 0847-45-4560 (代表)

交通機関 JR (電車) …新幹線福山駅下車、福塩線乗りかえ
府中駅下車 徒歩15分
バス……………中国バス福山・府中線
元町東下車 徒歩5分



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。

環境に配慮した植物油インキを
使用しています。